平成２４年（フ）第５６２７号
大阪府枚方市長尾東町３丁目54番５号
債務者　間所　純子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３６号
大阪市城東区成育４丁目24番３号　ローレルハイツ中山403号室
債務者　山本　圭志
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４０号
大阪市都島区大東町３丁目３番２―1006号
債務者　徳山直樹こと　洪　　直樹
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４４号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目11番25―404号
債務者　西井　直英
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９２号
大阪市北区天満１丁目22番４―504号
債務者　住田　華子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８９号
大阪市住吉区万代東２丁目３番16―421号
債務者　ワイアンドワイこと　大前ゆかり（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９５号
大阪府四條畷市南野５丁目６番５号　エスポワール　ミナミノ303
債務者　魚川　　泰
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００７号
大阪市生野区林寺３丁目９番16号　グローリー林寺202号
債務者　永野玉姫こと　慎　　玉姫
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４２号
大阪市平野区平野西５丁目７番９号　ジョリーベルジュ503
債務者　清水　佳織（旧姓関野・森口）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７４号
大阪市平野区瓜破１丁目１番11号セレッソコートＯＳＡＫＡステーションランド1402号室、住民票上の住所大阪市平野区瓜破２丁目１番35号
債務者　土井　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１１６号
大阪府守口市東光町３丁目22番12号
債務者　大塚　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２１号
大阪府吹田市佐井寺４丁目37番５―203号、前住所大阪府吹田市佐竹台１丁目２番30―506号
債務者　酒田　千波（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５２号
大阪市此花区高見１丁目６番26―101号
債務者　細田　正次
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５６号
大阪市北区本庄西２丁目14番８号　みちはうす本庄203号室
債務者　大黒　勝美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６５号
大阪市淀川区西三国４丁目４番15号　みなづき荘０号
債務者　林　ひろ子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６７号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目６番Ａ―802号、前住所大阪市東淀川区小松４丁目６番５号サンテルコホワイトハイツ501号
債務者　木盛　明子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７３号
大阪市東成区東小橋１丁目11番25号ハーモニー玉造402号
債務者　渡邊　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部